

文書質問答弁書

根室市議会基本条例第11条第1項の規定に基づく本田俊治議員の文書質問について、同条第3項に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【件名及び答弁内容】

件名：市立根室病院事業会計の予算執行と一般会計繰出金について

(質問①)

年度末の最終的な専決処分において、1億円を超える補助金の増減額を伴う補正を行なった理由及びその補正内容について伺います。

(答弁)

市立根室病院事業会計補正予算（専決第1号）に係る一般会計補助金については、現計予算に対し13,666千円の減としたものであり、会計年度末における一般会計繰入金精算に伴い所要の補正をおこなったものであります。

その内容といたしましては、医師確保対策に要する補助金109,688千円の増、収支均衡を図るための補助金125,510千円の減などが主なものであります。

医師確保対策に要する補助金は、全国の類似規模病院との医師の給与差及び医師確保に要する経費を算定基礎としておりますが、今回、類似規模病院の平均給与数値が下がったことに伴い給与差額が拡大したこと、また、短期出張医師の日数増から増額となったものであり、一方、収支均衡を図るための補助金が減額となった要因は、医師確保対策に要する補助金が増額となったこととあわせ、材料費・経費などの減額が主なものであります。

なお、予算の補正につきましては、今後、適正・的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

(質問②)

病院事業収益特別利益の引当金戻入益90,058千円の収入増、病院事業費用医療費用の給与費100,856千円の支出減の内容について伺います。

(答弁)

病院事業収益の特別利益につきましては、地方公営企業会計の制度改正に伴い計上した、退職給付引当金におきまして、医師をはじめ職員の異動から、見込まれる退職

金の額が減額となったことにより、その差額分として退職給付引当金戻入益 9 0, 1 9 4 千円が増となったことが主な内容であります。

また、病院事業費用の医業費用のうち給与費につきましては、同じく地方公営企業会計の制度改正に伴い、翌年度の賞与のうち当年度の期間に係る分について引当金で計上するものでありますが、当初に計上した見込み額に対し、賞与引当金で 6 8, 9 7 4 千円の減、法定福利費引当金で 1 7, 6 3 7 千円の減となったことが主な内容であります。

(質問③)

この 2 件の収入増、支出減を合わせますと約 2 億円も最終予算額より財源的な余裕が生じる結果となったわけですが、一般会計繰出金の圧縮ができなかった理由並びに財政運営上の会計規律のあり方について、市長のお考えを伺います。

(答弁)

病院事業会計への一般会計繰出金のうち収支均衡を図るための補助金につきましては、当該年度において発生する資金不足を補うため支出しているところであります。

質問②に係る、病院事業収益の退職給付引当金、病院事業費用の賞与引当金等につきましては、当該年度において現金化されるものではないことから、平成 2 6 年度の一般会計繰出金のうち収支均衡を図るための補助金の算定には含んでいないため、繰出金の圧縮にはならないものでありますが、予算の補正につきましては、今後、適正・的確な対応に努めてまいりたいと考えております。